

許可基準等のチェックリスト

建築基準法第51条ただし書許可（資料2P1）		（廃棄物指導課）
要件	計画	判断
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第13号の2（資料2P5）までに掲げる産業廃棄物の処理施設（木くず及び廃プラスチック類の処理能力が5t超/日）	本施設の処理能力は、 木くず 858.72t/日 廃プラスチック類 520.32t/日	該当

千葉県建築基準法第51条ただし書許可基準（資料2P8）		（建築指導課）	
番号	基準	計画	判断
第4 1 一	工業系用途地域（工業専用地域、工業地域及び準工業地域をいう。以下同じ。）又は用途地域の指定のない区域（市街化調整区域を含む。）内であること。	計画地の用途地域は準工業地域です。	適合
第4 1 二	工業系用途地域を除く用途地域が指定されている区域、市街地又は将来市街地になることが予想される区域に近接しないこと。	周辺の用途地域は準工業地域と工業専用地域であり、市街地又は将来市街地に近接していません。	適合
第4 1 三	都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る。）に影響を及ぼさない位置であること。	計画地及び周辺に都市施設がないため、影響はありません。	適合
第4 1 四	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他のこれらに類する建築物の敷地境界から概ね100メートル以上離れていること。	左記建築物は計画地から100メートル以内にありません。	適合

番号	基準	計画	判断
第4 1 五	県及び市町村の都市計画構想と齟齬をきたしていないこと。	平成24年に策定した「船橋市都市計画マスタープラン」(P62)の、栄町を含む湊町地域の地域別構想のまちづくり方針では、当該地は「住工調和地区」に位置付けられています。本計画は、騒音振動の基準値を満たし、交通量による負荷が軽微であり、また地元自治会と協定を締結していることから、住環境との調和が図られており、構想とは齟齬はないと判断しました。	適合
第4 1 六	自然公園、自然環境保全地域、近郊緑地保全区域、緑地保全地域、歴史的風土特別保存地区、風致地区等優良な自然環境を保全する必要のある区域及び良好な住宅環境を保全すべき区域が含まれていないこと。	該当していません。	適合
第4 1 七	災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等災害防止のために保全を図る必要のある区域が含まれていないこと。	該当していません。	適合
第4 1 八	その他知事が不相当と認める位置でないこと。	該当していません。	適合
第4 2 一	主要な搬出入路は、原則として幅員6メートル以上の舗装道路であること。	計画地北西側に接する東西方向の道路は幅員9メートル、その先の南北方向の道路は幅員16メートルであり、両方とも舗装されています。	適合
第4 2 二	主要な搬出入路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道等が設置され歩行者の安全が確保される場合はこの限りでない。	搬出入路に通学路の指定はありません。	適合
第4 2 三	主要な搬出入路は、繁華街や住宅街を経由しないこと。	搬出入路は繁華街や住宅街を経由しません。	適合

番号	基準	計画	判断
第4 2 四	施設の設置に伴って発生集中すると予想される搬出入車両が、主要な搬出入路の交通に過度な影響を与えないこと。	1日の搬出入車両は最大37台を想定しています。また、自治会との協定により路上での駐車待機は厳禁とされており、場内に待機スペースを確保しているため、発生交通量による搬出入経路への過度な負担は与えないと判断しました。	適合
第4 2 五	敷地の車両出入口は原則として1箇所とし、敷地周辺の交通に影響を及ぼさないよう適切な位置に設置されること。	本計画では、車両出入口は敷地北西側の市道にあり、出入口は1箇所となっています。そして、出入口付近には交差点もなく、一定の見通しも確保されていることから、問題はないものと判断しました。	適合

船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則（資料 2 P 1 8）（公園緑地課）		
基 準	計 画	判断
用途地域が準工業地域では、事業敷地面積の 1 2 パーセント以上の緑地設置面積	敷地面積 5, 7 8 1. 3 6 m ² に対して 緑地設置面積は 7 1 5. 2 8 m ² (1 2. 3 7 パーセント) 確保します。	適合

騒音規制法及び船橋市環境保全条例施行規則（資料 2 P 2 2）（環境保全課）										
基 準	計 画	判断								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>規制値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝（6～8時）</td> <td>6 0 d B</td> </tr> <tr> <td>昼間（8～19時）</td> <td>6 5 d B</td> </tr> <tr> <td>夕（19～22時）</td> <td>6 0 d B</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯	規制値	朝（6～8時）	6 0 d B	昼間（8～19時）	6 5 d B	夕（19～22時）	6 0 d B	施設稼働時間：6時～22時 全時間帯において、予測結果（寄与レベル）は、49.4 dBです。	適合
時間帯	規制値									
朝（6～8時）	6 0 d B									
昼間（8～19時）	6 5 d B									
夕（19～22時）	6 0 d B									

振動規制法及び船橋市環境保全条例施行規則（資料 2 P 2 2）（環境保全課）								
基 準	計 画	判断						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>規制値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間（8～19時）</td> <td>6 5 d B</td> </tr> <tr> <td>夜間（19～8時）</td> <td>6 0 d B</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯	規制値	昼間（8～19時）	6 5 d B	夜間（19～8時）	6 0 d B	施設稼働時間：6時～22時 全時間帯において、予測結果（寄与レベル）は、54.7 dBです。	適合
時間帯	規制値							
昼間（8～19時）	6 5 d B							
夜間（19～8時）	6 0 d B							